

整体師賠償責任補償制度 加入依頼書 兼 保険料算出基礎数字申告書

本賠償責任補償制度は施設所有(管理)者賠償責任保険(カイロプラクティック特定施術行為不担保特約条項、漏水担保特約条項、保険料不精算特約条項等付帯)で構成されています。

加入依頼日	西暦	年	月	日	区分	新規	更新	中途加入	<p><ご加入時の確認事項> 私は、保険契約者であるジャパンメディカル・トレーナー協会の会員であることを確認し、この保険契約への加入を依頼します。また、私は、下記に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。</p>
<p>★または★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。また、ご加入後に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。</p>									

☆加入者名(被保険者)	カナ 漢字	(申込印・ご加入時の確認事項確認印兼用)
-------------	----------	----------------------

加入者住所	〒	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	カナ 漢字
	電話番号	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□

☆施設の明細(治療院)名	☆施設の明細(治療院)住所	〒	□□□□	□□□□	□□□□	□□□□
--------------	---------------	---	------	------	------	------

保険期間	2023年9月1日午後4時～2024年9月1日午後4時	中途加入(補償期間) (中途加入日を記入下さい)	年月日午前0時～2024年9月1日午後4時
------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------

<p>☆売上高 (直近の決算書上の年間売上高)</p>	(千円未満を四捨五入し、千円単位で申告してください。)
<p>千円</p>	<p>年月日～年月日</p> <p>例)2022年1月1日～2022年12月31日</p>

【お願い】保険料算出のための基礎数字は正しくご申告願います。もし申告数字が誤っていた場合には、後日、保険料の追加請求や返還が必要となったり、保険金が支払われないまたは、削減される場合があります。

年間保険料(パンフレットより転記願います)	円
-----------------------	---

★告知事項申告欄	どちらかに○を付けて下さい。		左記1.2のいずれかが「はい」の場合	損害賠償請求およびその原因となる事実について具体的な内容を記入ください。	
	1 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。*	はい		いいえ	・会社名 ・満期日 ・保険等の種類 ・保険金額(支払限度額)
	2 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。*	はい	いいえ	左記3が「あり」の場合	
3 同内容を補償する他の保険契約・共済契約はございますか。	あり	なし	※過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、既に告知いただいたものを除きます。		

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえで参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。